



岡情審査第219号

平成26年12月16日

岡山市消防局長 長瀬正典様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年2月12日付け岡消南第3242号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成〇年〇月〇日〇時〇分覚知、岡山市〇〇〇〇〇〇〇〇で発生した救急事案についてのすべての報告書に記載された個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）に対して訂正拒否とした決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

第1. 審査会の結論

本件請求に対して岡山市消防局長（以下「実施機関」という。）が行った訂正拒否の決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

第2. 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成25年11月15日付けで、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づいて、本件請求を行った。

なお、本件請求は、亡くなった母親の個人情報について特別利害関係人である子が訂正を請求したものである。

2 本件請求に対し、実施機関は、同年11月26日付けで、「救急活動報告書は、通報者の救急要請内容や救急隊の活動時点における関係者等からの聴取、現場の状況及び傷病者の状態等について客観的事実や救急隊の客観的判断をもとに作成しており、訂正する必要を認めない。」として本件決定を行った。

3 本件決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成26年1月27日付けで、本件異議申立てを行った。

4 実施機関は、同年2月12日付けで、本件異議申立ての取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

1 申立人の主張要旨

申立人が実際に見たこと、実際にしたこと、母が事故の状況を喋ったことに基づいて、本件請求に係る報告書の記載に関して、事故時の状況と整合性のある客観的な訂正を求めている。

一方、実施機関は、救急隊員が、実際には見ていないことや、聞いていないこと、また、平成〇年〇月〇日までは存在しなかった情報を根拠として想像や改竄あるいは、捏造により誤りを訂正しないことを理由としている。これらの理由は、事実と反するもので、実施機関の意見書は虚偽である。

(1) 訂正請求 1

ア 訂正事項（救急活動報告書）

事故種別（事案）の「自損」を「転倒事故」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

足元の浴室床タイルが破損して、急に転倒した拍子に、シャワーフックのナイロンタオルに、下顎が引っかかり、顎を圧迫したもので、頸部がくびれてはいない。浴室の床で、既に、人工呼吸を始めており、容体を見て、その後に、119番に通報したので、「首を吊っている。」と通報することはできない。

救急隊現場到着時の状況は、既に起きた事故の状況とは、異なるものであり、申立人の見た事実に対して、実施機関は異なる後の時点の状況から、事故時の状況を根拠なく、想像あるいは改竄又は捏造している。また、判断のもととなる情報の開示を求めたが、文書不存在として開示されなかった。

(2) 訂正請求 2

ア 訂正事項（救急活動報告書）

事故概要の「自宅風呂場で首を吊っているのを息子が発見し、救急要請したもの。」を「自宅風呂場で、ナイロンタオルに下顎が引っかかっているのを、発見し、救急要請したもの。」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

消防隊員は、直接見ておらず、想像にすぎない。救急通報は、息子が救助してから、人工呼吸も開始し、合間合間に通報し、「意識がない。」と要請した。「首を吊っている。」との通報はしていないため、虚偽申告である。

また、判断のもととなる情報の開示を別途求めたが、文書不存在として開示されなかった。

(3) 訂正請求 3

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

事故種別の「自損（傷病者）」を「転倒事故（傷病者）」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

「自損」とする根拠は、全く示されておらず、判断のもととなる情報の開示を求めたが、文書不存在として開示されなかった。

(4) 訂正請求 4

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

受傷形態の「首吊り（縊頸）」を「下顎圧迫」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

実施機関の「『首吊り（縊頸）』が妥当であると考えため」とする主張は、全く事実と反し、証明できる何ら根拠がない。

(5) 訂正請求 5

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

発生箇所区分の「浴室その他」を「浴室」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

実施機関は、「国報告の区分に従ったもので、『浴室』であった場合は『浴室その他』を選択することになっており、訂正は認められない。」と主張するが、国報告の区分に従う有為な意味も、事務手続の必然性も何ら説明されておらず、実施機関の主張の根拠としては、全く評価できない。

また、「国報告」に従う依拠法令や市の要綱等の根拠を示されていない。

(6) 訂正請求 6

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

傷病名の「縊頸」を「窒息」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

実施機関は、「収容病院の担当医師が診断して記載した傷病名が『縊頸』であることから訂正は認められない。」と主張しているが、判断のもととなる情報の開示を求めたが、文書不存在として開示されなかったにもかかわらず、「担当医師が診断して記載した傷病名」なるものを新たに主張したのは、根拠自体に信憑性がなく、実施機関の主張は、根拠のない虚偽申告である。

また、「傷病名が『縊頸』であること」については、当該報告書の現場到着時及び傷病者の状況等の欄に、「外出血、変形等は認められず。」とあり、さらに「皮膚等：正常」、「四肢等：正常」、「出血部位：なし」ともあるので、実施機関の主張自体が、当該報告書と矛盾し失当である。申立人が病院到着後、治療中の患者に会えた

時も、頸部に何の変色も、内出血もなかったので、「担当医師が診断して記載した」との実施機関の主張は、にわかには信じられず、根拠がないといわざるを得ない。

(7) 訂正請求 7

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

現場到着時及び傷病者の状況等の「自宅浴室内に仰臥位でおり、CPA状態。首をつっているとの通報内容であったが、息子により既に降ろされている状態。観察したところ、外出血、変形等は認められず嘔吐、失禁も認められない。」を「自宅浴室内に仰臥位でおり、CPA状態。息子により人工呼吸と胸部圧迫による心臓マッサージを施されている状態。観察したところ、外出血、変形等は認められず嘔吐、失禁も認められない。」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

「首を吊っている。」との通報はしておらず、実施機関の主張は、想像か、改竄か又は捏造である。

また、実施機関の主張は、消防隊員が見ていない、「息子により既に降ろされている状態」を想像したものか、悪意により、改竄又は捏造したものである。

実施機関は、「記載内容は、救急隊現場到着時における関係者からの聴取内容」と主張しているが、関係者は、申立人と母以外にはなく、申立人の主張とも母の事故時の状況説明とも異なっており、改竄か捏造の偽申告である。

母は、自分で抜け出たので、申立人は、直ちに介抱したのであり、ここまで事実と違うことを主張されると、実施機関は決まり文句の

報告書を形式的に、適当に作っているだけであると思う。

(8) 訂正請求 8

ア 訂正事項（救急活動報告書（CPA））

事故種別の「自損（傷病者）」を「転倒事故（傷病者）」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

訂正請求 3 と同様に、実施機関の主張は、全く事実に反し、何ら根拠もない。

(9) 訂正請求 9

ア 訂正事項（救急活動報告書（CPA））

受傷形態の「首吊り（縊頸）」を「下顎圧迫」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

訂正請求 4 と同様に、実施機関の主張は、全く事実に反し、何ら根拠もない。

(10) 訂正請求 10

ア 訂正事項（救急活動報告書（CPA））

発生箇所区分の「浴室その他」を「浴室」に訂正

イ 訂正拒否決定を不服とする主張要旨

訂正請求 5 と同様に、実施機関の主張は、全く事実に反し、何ら根拠もない。

実施機関は、「国報告」なるものの根拠を示されたい。

2 実施機関の主張要旨

救急活動報告書は、通報者の救急要請内容や救急隊の活動時点における関係者等からの聴取、現場の状況及び傷病者の状態等について客観的事実や救急隊の客観的判断をもとに作成しており、訂正する必要を認め

ない。

また、救急活動を実施した際は、現場の状況や関係者からの聴取等の記録として救急活動報告書を作成するが、当該報告書は、救急隊の技能の向上等のために活用することや、統計として救急業務や救急医療の向上等に活用することをその作成目的としている。

(1) 訂正請求 1

ア 訂正事項（救急活動報告書）

事故種別（事案）の「自損」を「転倒事故」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

通報内容及び救急隊現場到着時の状況から総合的（客観的）に判断し、当事案の事故種別は「自損」が妥当であると考えため、訂正の必要は認められない。

(2) 訂正請求 2

ア 訂正事項（救急活動報告書）

事故概要の「自宅風呂場で首を吊っているのを息子が発見し、救急要請したもの。」を「自宅風呂場で、ナイロンタオルに下顎が引っかかっているのを、発見し、救急要請したもの。」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

事故概要は、「自宅風呂場で首を吊っているのを息子が発見し、救急要請したもの。」と記載しているが、通報内容及び救急隊現場到着時の状況から客観的に判断した内容で訂正は認められない。

(3) 訂正請求 3

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

事故種別の「自損（傷病者）」を「転倒事故（傷病者）」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

通報内容及び救急隊現場到着時の状況から客観的に判断し、当事案の事故種別は「自損（傷病者）」が妥当であると考え、訂正は認められない。

(4) 訂正請求 4

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

受傷形態の「首吊り（縊頸）」を「下顎圧迫」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

当事案の受傷形態は、「首吊り（縊頸）」が妥当であると考え、ため訂正は認められない。

(5) 訂正請求 5

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

発生箇所区分の「浴室その他」を「浴室」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

発生箇所区分の記載は、国報告の区分に従ったもので、「浴室」であった場合は「浴室その他」を選択することとなっており、訂正は認められない。

(6) 訂正請求 6

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

傷病名の「縊頸」を「窒息」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

収容病院の担当医師が診断して記載した傷病名が「縊頸」であることから、訂正は認められない。

(7) 訂正請求 7

ア 訂正事項（救急活動報告書（傷病者））

現場到着時及び傷病者の状況等の「自宅浴室内に仰臥位でおり、C P A状態。首をつっているとの通報内容であったが、息子により既に降ろされている状態。観察したところ、外出血、変形等は認められず嘔吐、失禁も認められない。」を「自宅浴室内に仰臥位でおり、C P A状態。息子により人工呼吸と胸部圧迫による心臓マッサージを施されている状態。観察したところ、外出血、変形等は認められず嘔吐、失禁も認められない。」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

現場到着時及び傷病者の状況等の欄の「自宅浴室内に仰臥位でおり、C P A状態。首を吊っているとの通報内容であったが、息子により既に降ろされている状態。観察したところ、外出血、変形等は認められず嘔吐、失禁も認められない。」との記載内容は、救急隊現場到着時における関係者からの聴取内容と救急隊が観察をした客観的内容であり、訂正は認められない。

(8) 訂正請求 8

ア 訂正事項（救急活動報告書（C P A））

事故種別の「自損（傷病者）」を「転倒事故（傷病者）」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

通報内容及び救急隊現場到着時の状況から客観的に判断し、当事案の事故種別は「自損（傷病者）」が妥当であると考えため、訂正の必要は認められない。

(9) 訂正請求 9

ア 訂正事項（救急活動報告書（C P A））

受傷形態の「首吊り（縊頸）」を「下顎圧迫」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

当事案の受傷形態は、「首吊り（縊頸）」が妥当であると考えられるため訂正は認められない。

(10) 訂正請求10（救急活動報告書（CPA））

ア 訂正事項

発生箇所区分の「浴室その他」を「浴室」に訂正

イ 訂正拒否決定を妥当とする主張要旨

発生箇所区分の記載は、国報告の区分に従ったもので、「浴室」であった場合は「浴室その他」を選択することになっており、訂正は認められない。

第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件請求の対象となる保有個人情報について

本件請求の対象となる保有個人情報についていえば、申立人は、特に特定することなく、「平成〇年〇月〇日〇時〇分覚知、岡山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇で発生した救急事案（以下「本件救急事案」という。）についてのすべての報告書」と述べている。ただし、当審査会としては、本件救急事案に伴う救急活動報告書（以下「本件救急活動報告書」という。）を本件請求の対象となる保有個人情報であると考えられる。

一般に、救急活動報告書は、岡山市救急業務規程（平成17年市消防訓令甲第11号。以下「業務規程」という。）第38条に基づいて作成

され、救急活動報告書、救急活動報告書（傷病者）及び救急活動報告書（CPA）から構成されている。

2 自己に係る保有個人情報の訂正請求権について

条例第12条は、「何人も、実施機関に対し、自己に係る保有個人情報の記録について事実の記載の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報の記録の訂正を請求できる。」と規定し、「事実の記載の誤りがある」場合には、訂正請求権を認めている。

なお、特別利害関係人は本人に代わって訂正請求することが認められている。

3 訂正の要否についての判断

(1) 当審査会は、訂正請求1から訂正請求10までの訂正事項の訂正の要否、すなわち、各訂正事項が「事実の記載の誤り」に該当するかどうかを判断する。

(2) 訂正請求1から訂正請求4及び訂正請求7から訂正請求9について、関係箇所を確認すると、救急活動報告書は、通報者の救急要請内容や救急隊の活動時点における関係者等からの聴取、現場の状況及び傷病者の状態等について客観的事実や救急隊の客観的判断をもとに作成していると実施機関が主張するとおり客観的かつ簡潔に記載されており、申立人が主張するように根拠がなく、改竄や捏造によるものだとするような不自然な点は見当たらない。

申立人は、実施機関に対し、本件救急活動報告書の記載に当たっての判断の根拠を求めているが、実施機関は判断のもととなる文書については、存在しないとしており、客観的事実や救急隊の客観的な判断に基づいて救急隊が作成している限りにおいて、記載内容に「事実の

記載の誤り」があることを証明する資料を申立人が提示しない限り、「事実の記載の誤り」であることが認められるものではなく、申立人が主張している母親に処置した際の状況や母親の身体の状態は、申立人のみが承知しているものであり、「事実の記載の誤り」を証明するものとして採用できるものではない。

(3) 訂正請求5及び訂正請求10については、申立人から浴室外では異常がなかったとして、本件救急活動報告書の発生箇所区分を「浴室その他」から「浴室」に訂正を求めているが、発生箇所区分に「浴室その他」が設定され、発生箇所が浴室の場合は、発生箇所区分として「浴室その他」を選択しているのであれば、申立人は「事実の記載の誤り」を指摘しているのではなく、発生箇所区分の設定変更を求めているにすぎない。

(4) 訂正請求6について、実施機関は、訂正拒否の理由として「収容病院の担当医師が診断して記載した傷病名が『縊頸』であることから、訂正は認められない。」としており、当審査会から実施機関に対し、この収容病院の担当医師が診断して記載した文書の提出及び当該文書の作成の根拠を求めた。実施機関からは、傷病者を搬送した場合に業務規程第36条に基づき傷病者観察カード（様式第3号）を作成し、医療機関に引き継いでおり、傷病者観察カードに傷病者連絡表が合わさる形で様式第3号が構成され、傷病者連絡表に必要事項が記載されたものが収容病院から送付された際に、当該傷病者連絡表から医師名、傷病程度、診療科目及び傷病名を救急活動報告書に転記した後は、救急活動報告書の作成目的から考えても、重複する情報を保有する必要がないため、傷病者連絡表を破棄している旨の回答を得た。

当審査会としては、本件救急活動報告書を作成するに当たり、記載内容のもとになった文書を確認し、本件救急活動報告書との整合を確認しようとしたが、傷病者連絡表が破棄されている以上、傷病者連絡表から本件救急活動報告書への転記が適正であったかどうかは確認できない。

しかし、本件救急活動報告書の事故概要や救急活動報告書（傷病者）の現場到着時及び傷病者の状況等に首を吊っているとする救急要請である旨が記載されていることから考えても、「縊頸」としたことに不自然な点は見当たらない。

(5) 以上のことから、本件救急活動報告書に「事実の記載の誤り」があるとは認められず訂正の必要はないものとする。

なお、申立人から平成26年5月13日に收受した意見書において、申立人は、本件救急活動報告書の救急活動報告書（CPA）の傷病名の「縊頸」を「窒息」に訂正するよう求めており、これは本件請求に含まれているものではないが、当審査会としては、上記同様の理由で訂正の必要はないものとする。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第5. 付記

傷病者連絡表については、医療機関から必要事項が記載された後に、救急隊へ送付され、医師名、傷病程度、診療科目及び傷病名を救急活動報告書に転記している。こうした一連の事務手続きが訓令として業務規程で定

められ、組織的な事務手続きのルールとしていることを考慮すると、傷病者連絡表は公文書として取り扱うことが相当であると考え。今後は、傷病者連絡表を救急活動報告書に添付して保管するなど、傷病者連絡表の扱いについて、再検討していただきたい。

第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 2月12日	諮問書の收受
平成26年 4月11日	実施機関側意見書の收受
平成26年 4月21日	審 議
平成26年 5月13日	申立人側意見書の收受
平成26年 8月18日	審 議
平成26年 9月10日	当審査会の調査に対する実施機関回答書の收受
平成26年 9月26日	審 議
平成26年10月 9日	申立人側意見書の收受
平成26年10月31日	審 議
平成26年11月28日	審 議
平成26年12月16日	答 申

青山委員は、本件における調査審議を回避し、これに参加していない。